

請地だより

— 第38号 —

平成28年1月発行

発行

たかさき法律事務所

〒370-0067 高崎市請地町11番地6 2階

TEL.027-325-9123 FAX.027-325-4101

●ホームページURL

<http://takasaki-law.gr.jp/>

●メールアドレス

office@takasaki-law.gr.jp

寒中御見舞 申し上げます

新春の候 皆様にはますますご発展のことと、お慶び申し上げます。

さて、私儀、昨年の四月に群馬弁護士会の副会長に就任し、はや八ヶ月が経過しました。この間に、定期的に開催される日弁連等の会合に参加して、弁護士が抱える諸課題について議論を行ってきました。

実感しているのは、現在、法曹界全体、とりわけ弁護士業界が過渡期にある、ということですが。

各地の弁護士会が抱える問題は、いずれも同じです。「司法改革」の名の下に、ロースクール制度が導入され、弁護士の数が急増することによって様々な問題が噴出しているのです。

例えば、旧司法試験時代とは異なり、現在、ロースクールや司法修習で借金を抱える若手会員にとつて、独立して事務所を構えることが経済的に困難になっています。

また、若手に限らず、ここ数年、弁護士業界全体において、過当競争により弁護士の経済的基盤が脆弱になっているとの調査結果もあります。

しかし、これを単に弁護士の数が増えて弁護士が「食いつぶされる」という側面だけから捉えようと、問題の本質を見誤ることになると思います。社会が激動する中、「古き良き時代」に戻れないのは、弁護士だけではありません。求められるのは、弁護士数が増加することによっていかなる(悪)影響が市民に及ぶのかを冷静に問いかけ、粘り強く説得していく姿勢だと思っています。

また、そもそも「司法改革」の背景には、グローバル化の中で、司法(弁護士)の存在意義が問われていることがあります。

弁護士は、弁護士として決して譲れない部分を残しながらも(但しこの「譲れない部分」の解釈が弁護士によつて大きく異なることが、弁護士業界が一枚岩にならない原因でもあります)、時代の変化に柔軟に対応していく必要があると思います。

たかさき法律事務所は、ここ数年の間に大きな組織改編をすることで、より時代の要請に応える陣容を整えて参りました。今後とも、地域の中小企業の皆様、市民の皆様にとつて、有益な助言を行える弁護士事務所となるべく、我々弁護士・事務員一同、研鑽を積んでいく所存でございます。

本年も、どうか宜しくお願い申し上げます。

弁護士 栗原 秀和

弁護士 長井 友之
弁護士 栗原 秀和
弁護士 田島 慎太郎
弁護士 宮崎 はるか
弁護士 佐藤 亮
弁護士 中島 俊太郎
弁護士 飯野 豪
事務局 武井 智子
広木 朋子
堀内 敦子
久保田 瑞紀
藤橋 こずえ
宮本 怜奈
吉田 眞樹子



再婚禁止期間について

弁護士 飯野 豪

一 平成二十七年十二月十七日、女性について六箇月の再婚禁止期間を定める民法七百三十三条二項（以下「本件規定」といいます。）のうち、百日を超えて再婚を禁止する部分は、憲法十四条二項及び憲法二十四条二項に違反すると判示した最高裁判決（以下「本判決」といいます。）が出されました。他方、同日、夫婦が婚姻の際に定めるところに従い夫又は妻の氏を称すると定める民法七百五十条の規定は憲法十三条、十四条二項、十四条二項及び二項等に違反しないと判示した最高裁判決が出されました。本稿においては、平成二十年の国籍法違憲判決以来、戦後十件目の法令違憲判決となった本判決に関し、判決理由及びこれまでの議論状況について言及させていただきます。

二 本件における事実関係を大まかに申し上げれば、上告人は、前夫と離婚した後、後夫と再婚したところ、同再婚は本件規定の存在故に望んだ時期から遅れて成立したものであるから、これにより精神的損害等を被ったとして、国に対し損害賠償請求を行ったというものです。上告人の主張の骨子としては、①DNA検査等により父子関係を確定することが容易になっている近年の状況よりすれば、敢えて再婚禁止期間を設けて女性の婚姻の自由を制約する合理性はないこと、及び、②民法七百七十二条は婚姻の成立の日から二百日を経過した後又

は婚姻の解消等の日から三百日以内に生まれた子を当該婚姻に係る夫の子として推定しているところ、前婚の解消の日から三百日以内で、かつ、婚姻の成立から二百日を経過後に子が生まれる事態を避ければ父性の推定の重複を回避することができるところ、少なくとも、本件規定のうち百日を超えて再婚禁止期間を設ける部分は、女性に対し婚姻の自由の過剰な制約を課すものであり、合理性がないことが挙げられます。

なお、第二審及び原審においては、上告人による憲法違反の主張は認められませんでした。

三 最高裁判所は、以下のような事情から、本件規定の立法目的は合理的でありながら、本件規定の内容が立法目的との関連において合理性を有しないと見て、前記のような違憲判決を言い渡しています。即ち、女性が前婚の解消等の日から間もなく再婚し、子を出産した場合には、その子の父が前夫か後夫であるかが直ちに定まらない事態が生じうるため、父性の推定の重複を避けるという本件規定の立法目的自体は合理的です。DNA検査の発達によっても、父性の推定が重複する子については一定の裁判手続等を経ないと法律上の父を確定できない状態が継続しうる以上、裁判手続等を経ずにすませるためには、なお父性の推定の重複を避ける必要があるのです（上記①を否定）。しか

し、i 民法七百七十二条二項の規定上、女性の再婚後に生まれる子については、百日の再婚禁止期間を設けることにより父性の推定の重複を避けることができるので、百日を超えない限度での再婚禁止期間は合理的である一方、百日を超える再婚禁止期間是不合理といえます（上記②を肯定）。また、ii かつては余裕をもって一定の期間を設けることも合理的といえましたが、医療や科学技術の発達により余裕をもった期間設定を行う合理性が失われました。さらに、iii 離婚件数及び再婚件数が増加するなど、再婚に関する制約を少なくすべき要請が高まっており、このことは、諸外国の立法においても再婚禁止期間を廃止する傾向にあることから見て取れます。

四 本判決で示された結論は、従来から憲法学説上有力に主張されてきたものです。現に、平成八年二月二十六日に法制審議会が答申した民法の一部を改正する法律案の要綱には、再婚禁止期間を百日に短縮することが盛り込まれておりました。法曹界においては、本判決は手堅いものであったともいえるでしょう。今回は違憲判決の出されなかった夫婦同姓制度についても、女性裁判官三名が皆違憲である旨の意見を述べておりますから、国内の情勢の変化によっては、将来、違憲判決の下される日が来るかもしれません。

寄稿

～東京オリンピックエンブレム問題について考える～

羽鳥国際特許商標事務所 弁理士 中村希望

平成二七年度、最も世間を賑わせた知財ニュースと言え、東京オリンピックエンブレム問題かと思えます。東京オリンピックエンブレムのデザインがベルギーの劇場のロゴに酷似していたため、そのエンブレムをデザインしたデザイナーは、世間からの大バッシングに晒されることになり、当該エンブレムの取下げという形で事態はようやく収束しました。

私自身、一般の方を対象にした講演を行う際、この問題をどう思うか、聴衆の方にお尋ねすることがありますが、多くの方が取り下げは妥当であったと感じているようです。しかしながら、興味深いことに、知財を取り扱う弁理士・弁理士にこの問題についての是非を問うと、ほとんどの先生方は、法律上問題ないということでしょう。一般の方々の感情とは真逆です。

なぜ法律上問題ないと結論できるのでしょうか。エンブレム問題において関係する知的財産権としては著作権と商標権です。まず、商標権は各国ごとに登録するものであり、国を超えて効力は及びません。また、商品や役務ごとに登録しておくものであって、登録してある商標の権利範囲を超えて効力は及びません。このエンブレム案は事前に莫大な費用をかけて国際的な商標調査を行い、適宜調整していたため、商標法上は全く問題ない商標であったわけではあります。

しかし、世界中には商標登録していないデザインが無数にあり、それらすべてを調査することは現実問題として不可能です。そして、著作権は登録主義を取っていませんので、こういった商標登録していないデザインであっても、著作権は発生します。しかしながら似ている既存のデザインがあったとしても直ちに著作権侵害にはなりません。既存のデザインを模倣したことが必要です。つまり、後からデザインした人が、既存のデザインを知らなければ、著作権侵害にはなりません。

そのため、本件事案において、他デザインでは模倣があったようですが、このエンブレムに限って考えれば、著作権侵害とまでは言えない、という結論になります。

さて、中小企業が使用するマークはオリンピックのように多くの人の目に触れる機会はありません。しかし、商標調査を行うと、自社のマークの特徴がどこなのか見当をつけることができますし、商標上問題があるか否かを知ることができますので、弁理士に一度ご相談してみることをお勧めします。

寄稿

～マイナンバーのスタートにあたり～

(有)川上労務センター 社会保険労務士 竹澤智弘

平成二八年一月よりマイナンバー制度がスタートしました。社会保障や税、災害対策の行政手続きにおいてこの番号が使用されることとなります。これにより所得が正確に把握されて、社会的弱者が救済されるなどの公平化が図られます。また、大規模災害においても社会的弱者が救済されるようになります。

マイナンバー制度が実施されることにより、収入を国に把握されることや運用に関して不安を感じている国民も多いようです。

マイナンバー制度の実施は国の悲願でした。そして長きに渡り議論されてきました。まず、一九六八年に自民党佐藤政権が国民総背番号制の導入を目指しましたが大反対を受け断念しました。その後、一九八〇年にグリーンカード法案が成立しました。これは当時三〇〇万円以下の非課税貯蓄制度があり、課税逃れをするために口座名義を変えて貯蓄を分散する人が多くいました。その分散口座を一つに名寄せするためグリーンカードが導入されましたが、大反対を受け廃案になりました。その後、二〇〇二年に住基ネットが稼働しましたが、やはり大反対を受け骨抜きになったのは記憶に新しいところです。さらに二〇一二年に民主党野田政権が国民総背番号制度を国会に上程しましたが、衆議院解散により廃案になりました。そして、ようやく二〇一三年五月に自民党安倍政権により国民総背番号制度であるマイナンバー制度が可決、成立しました。この流れをみて制度実現のために国がいかに苦勞していたかが分かります。ちなみにマイナンバー法案の可決、成立にあたっての審議時間は非常に短いものでした。審議中も何故かメディアはあまり報道しませんでした。先日、安部法案成立のときの騒ぎとは大違いです。本来、マイナンバーも国民にとって重要な法案であるのに、関わらずに、正直なところ、これを見ていると非常に胡散臭く、私自身も不安に感じます。

しかし、この制度の導入により役所での手続きの際に住民票などの添付書類が省略されたり、確定申告の手続きの時間が大幅に短縮されるなどメリットがあります。今後マイナンバーを使用したサービスが拡大され、これによって国民生活がより便利になり、今までの概念が一変する可能性もあります。せっかく導入された新たな制度なので税金の無駄使いに終わらずに、魔法のツールになるよう国には期待します。そして私たち社会保険労務士も顧客のマイナンバーを取り扱いますので安全管理を徹底し、この制度の信頼を損ねることのないよう職務に励み、制度の発展に貢献したいと思っています。

● 寒中お見舞い申し上げます ●

長井 友之

50代最後の正月を迎え、ここ数年を振り返れば、法律事務所経営以外の事業に相当な時間とエネルギーを費やしたことが印象的です。多種多様な事業の経営に関与し多くの失敗を重ねましたが、後悔は全くしておりません。私自身の能力(の限界)と適性を改めて確認できたことは貴重な経験となりました。特に、中小零細企業経営の苦労の一端を「当事者として」味わえたことは、今後の私の弁護士業務に「全て」活かすことができると思います。来る60代は、本当の意味で経営の分かる弁護士活動(相談役業務)に専念したいと思います。プライベートでは、バイクの朝練にかまけて怠けていた犬の散歩を再開します。5匹の犬たちは、バイクを(私を?)さぞかし恨めしく思っていたと思います。とはいえ、いよいよ春にはサーキットデビューも決まり、犬とバイクの両立が困難かつ楽しみな課題となりそうです。

栗原 秀和

昨年は副会長業務であちこちに出張して不在にすることが多かったです。それなりに大変でしたが、移動の新幹線で本を読めたことが慰めでした。とりわけ印象に残った本。①「猫楠」(水木しげる): 南方熊楠に関する本を何冊か読みましたが、このマンガほど熊楠の思想を良く理解できたものはありません。②「生きて帰ってきた男」(小熊英二): 話をする父親の圧倒的な記憶力(「神聖喜劇」の主人公を彷彿とさせる)と自分の身の上を起こった壮絶な出来事を客観視して語れる市民としてのモラルの高さ、それを的確に当時の歴史背景と照らしあわせ、たんとと綴る著者(息子)の歴史家としてのモラルの高さに感動しました。

田島 慎太郎

公益社団法人高崎青年会議所(高崎 JC)に仮入会しました。さらに4月1日には、群馬弁護士会の常議員と高曹クラブ(高崎の法曹三者の集い)の幹事にも就任します。当然のことですが、弁護士1年目から加入している高崎南ロータリークラブもそのまま続けます。一度にこれほど多くの活動を入れていいものかどうか迷いましたが、自分の成長のためには必要なことだと考えて思い切ることにしました。昨年、お笑い芸人で作家の又吉直樹氏が芥川賞を受賞した際、「芸人100(パーセント)でやって、それ以外の部分で(小説を)書く。その姿勢は崩さない。それが一番、どちらにとってもいい。」と述べていました。比べるのもおこがましいですが、私も、仕事を100パーセントでやって、それ以外の部分で、そのかわり精一杯の力で公益活動に取り組むことを今年の目標にしたいと思います。

宮崎 はるか

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。昨年12月は暖かく、雪とは無縁の毎日でしたが、4歳になる娘は「12月は冬?」「雪降らないね」「明日は雪降るかなー?」と毎日言っていました。こちらとしてはあまり降って欲しくないですが、子どもは雪がとても楽しみなようです。元気でいいことですが、やはり冬は風邪をはじめ様々な病気にかかって大変です。1億総活躍社会の実現という政策が進められているようですが、保育所も学童も待機児童問題がまだまだあったり、公務員でさえ非正規雇用では3分の1しか育休が認められていないという実態があるようです。制度があっても突然熱を出す子どもと仕事の両立は大変なのに、制度が万全でないので働くのは難しいと思います。働きたい人のために制度の充実を願うばかりです。

佐藤 亮

弁護士の佐藤です。寒中お見舞い申し上げます。皆様におかれましては、ご健勝にお過ごしのこととお喜び申し上げます。冬は、空気が澄み、凜とした雰囲気、大好きな季節です。気温+30度と-30度のどちらかを選べと言われれば、迷わず後者を選ぶ私です。以前、冬のスポーツであるスキーを再開する旨宣言しましたが、多忙を言い訳に、全く実現できませんでした。今後の宿題にします。私が弁護士登録してから、7回目の冬が訪れました。また、当事務所に所属して丸2年が過ぎました。月日が経つ早さに改めて驚くとともに、弁護士として日々成長できたのか自らを省みています。今後も、たゆまぬ努力を続け、精一杯頑張ろうと思います。

中島 俊太郎

群馬に帰って2度目の冬が来ました。朝自宅を出るときに車のフロントガラスが凍っていることに気付き、冬の訪れを実感している今日この頃です。私は、元来出不精のため、冬になると外に出るのが億劫になり、趣味のゴルフからも遠ざかっています。その結果、ストレスや脂肪を身体に溜め込んでしまいがちです。そこで、この冬は、ゴルフで100を切るという(私にとっては)壮大な目標を掲げ、精進したいと思います。また、入所して1年が経過し、多くの事件を通じてたくさんのごことを学ばせていただきました。今後もインプットを怠らず、弁護士としての幅を広げていきたいと考えております。

飯野 豪

寒中お見舞い申し上げます。皆様におかれましては、お健やかにお過ごしのこととお慶び申し上げます。私が弊事務所において執務を開始してから早一年がたちましたが、おかげさまで、事件の見立てや訴訟における対応等に慣れてきたという実感が湧くようになりました。クライアントの皆様から感謝のお言葉を頂けることが、私の原動力となっております。皆様にご満足いただけるリーガルサービスを提供すべく精進してまいる所存ですので、どうか今後ともよろしくお願い申し上げます。寒い日々が続いておりますので、ご自愛くださいませ。

